福岡県朝倉市江川
字中ノ原一一二九四二番二地先河川敷
一一二九四五番
一一二九二六番
一一二八番
九二二番八
一九四〇番一
字下戸河内一一九二三番一
一一八八九番
一一八四二番一
一一八六九番三地先道路敷
一一八三八番地先河川敷
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称　四条野川
（二）砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成四年建設省告示第二千三十七号で指定した第九号に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県八女郡黒木町大字木屋一三二〇〇番四五号及び六号
（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称　戸板川
（二）砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成五年建設省告示第千七百一号で指定した第二号に掲げる土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第七百四十八号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県筑紫郡那珂川町大字南面里
字樫木畑一一一一八番一一号
一一一一六番一二号及び三号
一一一一五番一四号
字御畑界一一一一六七番一五号
一一一一六五番一六号及び七号
一一一一六一番一八号
字小森一一一五九番一八九号及び十号
一一五九番二六十一号及び十二号

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１８１６６号

東京都千代田区外神田３丁目９番８号　中栄ビル
債務者　株式会社ブレス
代表者代表取締役　鳥飼　油務
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　公志
4　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１６７号

東京都千代田区外神田３丁目８番７号
債務者　株式会社マイティジャパン
代表者代表取締役　鳥飼　油務
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　公志
4　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３１４号

神奈川県鎌倉市由比ガ浜１丁目３番３号
債務者　有限会社クレアクレイス
代表者取締役　井上　　康
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶谷　　篤
4　破産債権の届出期間　平成21年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８号

岐阜県土岐市土岐津町高山161番地
債務者　有限会社鈴富土木
代表取締役　鈴木　富三
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　真由美
4　破産債権の届出期間　平成21年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午前11時

岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２３７６号

愛知県小牧市大字三ツ渕408番地の５
債務者　加藤建築有限会社
代表者取締役　加藤　義正
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　千絵
4　破産債権の届出期間　平成21年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前10時50分

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４９号

神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目13番２号
債務者　株式会社室井工務店
代表者代表取締役　室井　公雄
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出光　恭介
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午後２時30分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５３号

石川県金沢市田上本町86街区８番地、従前の本店所在地金沢市中央通町17番１号
債務者　ＡＬＬ　Ｃｏｍｐａｎｙ株式会社
代表者代表取締役　宮川　隆之
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　明彦
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月27日午後３時

金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４１２号

名古屋市中川区荒江町32番10号
債務者　有限会社明昇
代表者代表取締役　田口　明治
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午前10時30分

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６９４号

神奈川県海老名市本郷4011番地
債務者　有限会社興洋自販
代表者代表取締役　菅原　善隆
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成21年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月10日午前11時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５７６号

宮崎県西都市大字藤田1094番地
債務者　有限会社長友ストアー
代表者代表取締役　長友　久雄
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　秀信
4　破産債権の届出期間　平成21年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月２日午後１時10分

横浜地方裁判所第３民事部